

昭和戦前期における出産の変容と「母性の教化」

——恩賜財団愛育会による愛育村事業を中心に——

教育学コース 吉 長 真 子

The Modernization of Childbirth and the Indoctrination of Motherhood in Prewar Japan
: the “*Aiiku-son*” Project of Imperial Gift Foundation “*Aiiku-kai*”

Naoko YOSHINAGA

In preceding historical studies on the relation of childbirth and the state in modern Japan, the transformation of the institution and the measures about midwives, or the legal preparation for maternal-child health has been focused on.

In this paper, the writer has attempted to show the modernization in childbirth by educational activity for motherhood, especially by the “*Aiiku-son*” (*Aiiku* village) project. The project started from 1936 in order to diminish the infant mortality rate all over the country. It was promoted by the Imperial Gift Foundation “*Aiiku-kai*” (*Aiiku* association), which was established for promoting education, health, and care of children and mothers in 1934.

This paper has pointed out the following facts. Firstly, the policy for the promotion of domestic education by the Ministry of Education had an effect on the establishment of “*Aiiku-kai*”. Secondly, its “*Aiiku-son*” project did not progress only “care for motherhood”, but also “indoctrination of motherhood”. Thirdly, the educational activity by the project was intended for the whole people in the villages as well as mothers or young women. Lastly, the way of childbirth was modernized thoroughly under the compelling power by the regional organizations and the public health nurses as their leaders.

目 次

はじめに

I. 恩賜財団愛育会の設立と「母性の教化」

II. 愛育村事業の概要

III. 愛育村における出産の変容

おわりに

はじめに

日本の出産をめぐる歴史に関する研究としてかつては、産科学の歴史、及び産婆（助産婦）の制度や教育についての歴史という系統のものと、民俗学の系統の産育習俗研究があるのみであった。しかし近年、近代日本の出産をめぐるのは、新しい視点（「産む側」の視点¹⁾）から、産婆経験者や出産経験者への聞き取り調査を中心と

した研究が行われ、興味深い成果を産み出している。それらの中には、産婆についての施策や制度の変遷、または母子衛生関係の法整備という側面から、出産と国家の関わりについて論及しているものもある²⁾。だが、出産に関する国家の施策は、それだけに限られない。母親、及び将来母となり得る女性に対する教育によって、出産のありようが変わっていったという側面もあるのである。

しかしながら、産婆の養成・教育に関するものを除けば、教育の問題として出産を取り上げた研究は極めて少ない。その中で、先駆的な研究として、宮坂靖子を挙げることができる。宮坂は、教育の浸透にしたがって「教育されたこと」への信頼が増し、近代医学教育を受けた産婆が受容されていく過程を、『教育』の外にあった出産が、『教育』の内部にからめとられる過程³⁾と表現した。これは出産の変容と教育との関わりを突いた重要な指摘であるが、本稿では、別の意味でも、出産が『教育』

の内部にからめとられ」ていた事態のあることを指摘したい。即ち、出産に関する知識の普及が、そもそも文部省の政策の一つとして取り上げられ、全国的規模の事業にまで発展したという事実の提示である。

1934（昭和9）年に設立された恩賜財団愛育会（1943年に恩賜財団大日本母子愛育会。以下、「愛育会」と略記）は、乳幼児死亡率低減のために「母性の養護」のみならず、「母性の教化」⁴⁾を重視して、全国に愛育村事業を展開した。そして指定された愛育村では、愛育会の指導の下に村が一丸となって、強制力をもって出産や子育てのありようを変えていったことが確認できる。本稿の目的は、愛育村事業を事例として取り上げることによって、昭和戦前期の出産の変容には、「母性の教化」が重要な役割を果たしていたことを指摘することにある。

しかも、出産史において昭和戦前期（戦時下を含む）が重要な意味をもつ時期であることが、既に先行研究において明らかにされている⁵⁾。従って、(1)昭和戦前期に農村を対象とした妊産婦・乳幼児保護の事業は各種行われたが、その中で愛育村事業は特に成果を上げたと評価されている⁶⁾、(2)愛育村事業の全国普及が、戦前戦後を通じて厚生省母子衛生行政の基本方針とされた⁷⁾、という点から見ても、愛育村事業について考察する意味は大きいのである。

I. 恩賜財団愛育会の設立と「母性の教化」

恩賜財団愛育会は、皇太子の誕生を記念して、「本邦児童及母性ニ対スル教化並ニ養護ニ関スル諸施設ノ資」(御沙汰書)として下賜された御内帑金を基金とし、1934(昭和9)年3月に設立された⁸⁾。諸外国に比べて日本の、特に農村における乳幼児死亡率の高さが問題となっていた時期のことである。愛育会を主管したのは文部省であり(文部省・内務省の共管。1938年の厚生省設立後は、文部省・厚生省の共管)、事務所も当初は文部省内に置かれた。創立当時の役員には、文部省・内務省の次官や局長などが名を連ねている⁹⁾。また理事には、東京女子高等師範学校教授で、文部省社会教育官を兼任していた倉橋惣三もいるが、倉橋は「愛育」思想の普及・啓蒙活動の中心人物であった。このように愛育会が文部省主管の恩賜財団として設立されたことは、1930(昭和5)年以降展開されていた家庭教育振興政策の一環としてとらえることができよう。

この愛育会の設立について、筆者は次の点に注目している。即ち、それまで母子に関する事業は内務省社会局が主管する児童保護・母性保護の事業として、専ら地方

自治体の任意事業かまたは民間社会事業に委ねられていたのが、(1)「母性の教化」の面を重視して、文部省が主管する事業としたこと、(2)母子対策の施策が法律として整備されるのは、1937(昭和12)年の保健所法公布及び母子保護法公布以降のことであるが、それに先立ち天皇の聖旨を戴くという形で政府が母子に関する事業に取り組む姿勢を見せたこと、である。

愛育会の事業はまず、乳幼児の死亡・身体発育規準・精神発達規準・保育方法などに関する調査事業、及び、保育所保母講習会・こども愛育展覧会・出版などによる「愛育」思想の普及・啓蒙事業から着手された。実践面の中心は、本稿で取り上げる愛育村事業であり、1936(昭和11)年から全国に指定村(愛育村)が設置された。実践面では他に、保健部・教養部からなる愛育研究所(1938年開所)や、東京帝国大学セツルメントを引き継いだ愛育隣保館(1938年開館)などがある。

このような戦前の愛育会の活動は、愛育村事業を中心に、これまで主として母子衛生史及び社会事業史の通史的著作において取り上げられてきた¹⁰⁾。そして母子衛生史の流れの中で、従来愛育会は、昭和戦前期の農村で母子衛生改善の事業を行った先駆的団体の一つとして、また戦時下の母子衛生に関して指導的立場にあった政府の外郭団体として、位置付けされている。しかし愛育会の事業の中で重要な位置にあり、しかも母子衛生の問題と表裏一体であるはずの「母性の教化」という側面については、母子衛生史の先行研究でも教育史の先行研究でも、十分な考察がなされていない。それは、母子衛生の問題が「母性の教化」に含みこまれていた時代状況、及び愛育会の社会教育団体としての性格が、これまで見落とされてきたことによると思われる¹¹⁾。

例えば、愛育会の機関誌『愛育』創刊号巻頭論文において、倉橋惣三が次のように述べている。

例へば乳幼児死亡問題の如き、家庭の経済的要件が一方の主原因であることは素よりであるが、特に重要原因として、母の道德と知識とを指摘せざるを得ないことは、此の問題に関する研究者の古くより言ふ処、今日一層強く説かれてゐる処である。¹²⁾

また、倉橋に続く稲田龍吉の論文でも、

然るに母性の多くは、特に最初の妊娠時に於て如何なる注意を守るべきかを知らないで、妊娠中に守るべき衛生を誤り、乳児の健康状態に障害を来すことが少くない、死産、早産、産後一週間以内の死亡の一部は、

その衛生知識の欠陥に基く場合が多くあるのである。又本邦に於て幼児の離乳期に於ける死亡率の多いのも、大部分は母性の保育に関する智識の欠乏に基因してゐるのである。¹³⁾

と、指摘されている。このように、乳幼児死亡率低減のために母親の知識・教養の向上が必要だというのが当時の論調であった。従って、必然的に母子衛生の問題が「母性の教化」に含み込まれることになる。実際、文部省主催「母の講座」には、家庭衛生及び育児の科目が置かれている¹⁴⁾。また、1938(昭和13)年の厚生省新設によって、学校に関する事項を除き一般国民を対象とする社会体育に関する行政権は全て文部省から厚生省に移管されたが、その行政権をめぐって両省間に対立があったことが知られている。厚生省が展開した、「国民生活ノ根底ニ横ハル不合理性」の打破、「合理的科学的生活の確立」、「栄養、衣服、住宅ノ改善」、「妊産婦、乳幼児、母子保護」等々の保健衛生行政は、「当時社会教育行政としての生活改善や成人教育がめざすところでもあった」のである¹⁵⁾。

そして戦時体制が進む中、愛育会は1943(昭和18)年12月、日本小児保健報国会(全国の小児科医を組織した団体)と日本母性保護会(全国の産婦人科医を組織した団体)を合併し、「恩賜財団大日本母子愛育会」と改称され、その際、主管が文部省から厚生省へ移された。そして1944(昭和19)年5月には、厚生次官通牒によって全都道府県に大日本母子愛育会支部が設けられることとなり、同年度末までに全国に支部が設置され(沖縄県は設置中止)、各知事が支部長に就任した。しかし文部省との繋がりもますます緊密になっていて、1944年から文部省が「母親学級」を全国に開設するに当たって、愛育会は愛育村事業における積年の経験を生かして、文部省に協力している¹⁶⁾。

では、次章以降で、愛育会の「母性の教化」の面について、愛育村における出産の変容との関わりに焦点を絞って考察することしよう。

II. 愛育村事業の概要

まず、各地の愛育村の実践の中から生み出された指導書であり、かつ愛育村の現況報告書でもある『愛育村の組織と事業』によって、愛育村事業の概要を見ていくことにしたい。

A. 愛育村の指定

愛育会は初期の事業の一つとして乳幼児死亡調査を重

視していたが、この調査結果をもとに、1936(昭和11)年から、特に乳幼児死亡率の高い農山漁村に愛育村を指定し、愛育班と呼ばれる地域組織を設け、愛育会の指導によって出産や子育てに関する知識を向上させて乳幼児死亡率の低減を図ることにした。『愛育村の組織と事業』において、愛育村は次のように説明されている。

「愛育村」とは農山漁村に於ける乳幼児死亡率の高さに鑑み、乳幼児保育方法に関する正しき知識・技能を農山漁村に普及せしめ、その死亡率の低減と心身の健全なる発達を図る為、一村が打つて一丸となり、村内婦人を以て「愛育班」を組織し、之が中心となつて各種の愛育事業——母性並に児童の教化、養護を図る諸事業を総合的に実施する村の謂であつて、その精神に於ては郷土愛、祖国愛に立脚したる隣保相扶であり、その実施に当つては村民の日常生活に即したる方法を採用するものである。¹⁷⁾

1936年の第一回愛育村指定に際しては、指導・連絡に便利な東京近県(埼玉・千葉・神奈川)、及び特に乳児死亡率の高い北陸地方(石川・福井)と東北地方(青森・岩手・宮城・福島)への指定が考慮された。そしてその後毎年数ヵ村ずつ指定が行われたが、1939(昭和14)年には厚生省の国庫補助を受けて30ヵ村が指定され、全国47道府県に1ヵ村ずつの愛育村が行き渡った。また1944(昭和19)年から翌1945年にかけては、都道府県支部が設置されたことから、一挙に1035町村(分会)が新たに指定された。従って敗戦までに合計1092町村、全国の町村の約一割が愛育村に指定されたことになる。

<表> 愛育村指定数(『母子愛育会五十年史』209頁の表に沖縄県の指定数を加えて作成)

年度	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944 ~45	合計
愛育村指定数	10	4	3	30	4	3	2	1	1035	1092

これらの愛育村は、1943年まで、以下の選定方針によって選定された(1944・45年は都道府県支部が指定を行い、愛育会は認可のみ)。即ち、まず各府県当局に対して、以下の要項によって愛育村候補村の選定方を依頼する。

1. 成るべく中位の民度にある農山漁村たること。
2. 村当局、学校教職員、警察官、医師、助産婦、社会事業家、神職、宗教家、各種団体長、婦人団体及女子青年団体幹部等の相互協力を得て本施設の有効

適切に運用せらるること。

3. 当該村当局及学校其の他有力者等が本施設に対し理解と熱意とを有し村治の円満なること。
4. 成るべく乳幼児死亡率の高き村たること。
5. 成るべく県の指導に便利なる村たること。¹⁸⁾

そして愛育会では各府県選定の候補村に対して、(1)過去五年間の乳幼児死亡の主たる死亡原因、(2)妊産婦取扱上における従来の習慣(産婆の有無・利用状況、産前・産後の休養状況、出産時の弊風の有無)、(3)一般衛生(一般医療利用状況、家庭衛生の普及)、(4)季節・常設保育所の実施状況、(5)教養(学校教育普及程度)、(6)本事業に対する村当局の関心度、を更に調査した上で、最も妥当と認定された一村を指定した¹⁹⁾。

B. 愛育村の組織

愛育村では、愛育班と保健婦が重要な役割を担った。村内を数地区に分けて愛育班が設置され、各分班長の統率の下に班員が10～30戸の受け持ち家庭を分担して、全村漏れなく保護指導の手を差し伸べることとされた。この愛育班の構成分子について、次のような説明がある。

愛育村の中核なる愛育班は当該村在住の婦人団体、女子青年団体の団員及び女子青年学校生徒にして高等小学校卒業以上の教育を受けた者を以て村単位に組織する。婦人を以て愛育班の構成分子と為すのは愛育の事は婦人の天職であり、殊に妊産婦の保護には経験ある婦人の参加が必要とされるからである。又未婚の子女を動員するのは彼女等が家庭訪問等の班員としての活動力に富むといふ以外、第二母性としての教育を実践を通して彼女等に与へると云ふ意義も含まれてゐる。勿論、それと共に受持家庭を指導してゆくのであるから、相当の学力(高等小学校卒業程度の学力)が要求されるのは当然であらう。又彼女等を動員する点から小学校教員を班幹部に就任せしめるとか、農繁期に於ける愛育班活動に備へて農業に従事せざる婦人を愛育班員に加へるとか等の考慮も払はれねばならぬ。²⁰⁾

未婚の女子青年を動員する理由として、「第二母性としての教育を実践を通して彼女等に与へると云ふ意義も含まれてゐる」たことが注目される。愛育村の最大の特徴は地域組織、即ちこの愛育班にあると言える。愛育村(今日まで続く愛育班)の事業は単なる啓蒙運動ではなく、地域の女性たちが自発的に近隣の妊産婦や乳幼児を見守

り、自身も保健衛生知識を身につけていくという実践活動を目指したものである²¹⁾。

また、愛育村組織の要の位置にあるのが保健婦である。

愛育班員は一般婦人であつて、愛育に関する専門的知識を普通有してゐないし、又、農村婦人はその殆んど全てが就労婦人と云つても差支へない程時間的にも閑暇はない。且本事業は長期に亘つて継続するに非ざれば、その効果は期せられないのであるから、愛育班員の負担は出来得る限り軽減し、日常生活に即したる活動方法を講ぜねばならぬ。

茲に於て愛育に関する専門的知識を有し且つ愛育事業遂行をその職務とする保健婦の必要が生ずる。

保健婦として要求せられる条件は大體次の通りである。

1. 母性並に児童保護に関する専門的知識及び技能を有するは勿論、村民の生活一般を指導するに足る教養を有すること。
2. 身体強健にして本事業に対し熱意を有すること。
3. 人格円満なること。²²⁾

単に保健・衛生面の日常業務をこなすだけでなく、愛育班及び一般村民への指導性が強く求められていたことがうかがえる。実際に愛育村では、既設の保健婦養成所出身者を採用するか、または村在住や村出身で産婆・看護婦の免状を有する者を一定期間愛育会などで再教育して採用していた。俸給は大體月額30円から50円で、愛育村として新たに保健婦を雇った場合、愛育村の経費は主として保健婦給与に支出されることになる。従つて財政上の関係から、保健婦を学校看護婦として採用している村もあった。

そして、愛育班の援護団体として、また村愛育事業遂行の中心機関として、愛育村には一つの事業主体が必要となる。「○○村愛育会」などの名称で新しく団体を組織した村が多かったが、既存の村社会事業協会その他が事業主体となつてもよいとされた。ただし、「事業主体の役員は村吏員、方面委員、警察官、学校教職員、寺院住職、各種団团长、医師、産婆等を網羅し、名実共に村愛育事業遂行の中心機関としての万全を期すること」が強調された²³⁾。事業主体の事務所は役場、小学校などに置かれ、事務担当者は役場書記または小学校教員に委嘱された。代表者にはほとんどの場合村長(町長)が就任しているが、村長夫人や婦人会長が就任している場合もある²⁴⁾。なお、保健婦、嘱託医師及び嘱託産婆以外の役員、班員は

ともに無給である。会費の徴収は、事業遂行上の障害となることもあるので、十分考慮するよう注意されていた。

愛育村に指定されると、村では愛育会及び県の担当者と相談して事業計画を決め、愛育班を設置して、愛育村発足の運びとなる。そして発足後の三年間は必要の都度、愛育会及び県が講師・指導員・係員を派遣して事業遂行を援助する。愛育会からは、発足時に経費250円と、愛育班備品一式（吸入器や体温計などの衛生器具、体重計や身長計、班員・役員のバッジ、愛育班員手帖、連絡用カードなど）の補助があり、また三年間は年額200円が助成された。

C. 愛育村の事業

愛育班の活動は、具体的に次のように規定されていた。

1. 班員はその受持区域に妊産婦ある場合には直ちに訪問して適当なる印刷物を配布し、必要あらば解説を加へて理解を深め、妊産婦とその家族に対し機宜の注意を与ふること。
2. 妊産婦に異常ある場合には班員はその容態を医師又は助産婦に通知し、適当なる処置を乞ふこと。
3. 出産の際には其の家族の者より成るべく速かに通知を受くる様予め注意しておくこと。
4. 出産の通知を受けたる場合班員は成るべく速かにその家庭を訪問し、産室、産褥、嬰兒の衣服、寝具等の衛生状態、産婦及嬰兒の健康状態、哺育、栄養の状況等に関し必要なる指導を為すと共に医師、産婆との連絡を密にすること。
5. 出産及産後の手当に必要な衛生材料を備付け得ざる家庭に対しては、班備付の器具、材料を貸与若くは給与し其の方法を指示すること。
6. 生後一年間は尠くとも数回に亘り児童並母体の状態を調べ、身長、体重、胸囲等必要ある事項を所定の「カード」に記入しておくこと。
7. 虚弱の乳児に対しては訪問度数を増し、為し得る限り異常状態の早期に於ける発見と手当とに努むること。
8. 乳児、幼児及母性の心身に異常あるときは、医師に通知し其の指揮を俟つこと。
9. 乳幼児の精神の発達に異常あるときは勿論、身体の異常に就ても、必要ある場合は之を適当なる指導機関に報告し、専門家の指導を仰ぐこと。

乳幼児又はその母親が、医師、教育者、心理学者等専門家の診査を受けた時は班員は之に立会ひ、看護又は保育上の指示を受くること。

10. 看護又は保育に必要な器具、材料を備付け得ざる家庭に対しては、班備付のものを貸与又は給与すること。
11. 班員は村内の保育所、健康相談所等乳幼児保育に関する機関と緊密に連絡を図り村内保育事業成績の向上の為協力すること。²⁵⁾

愛育村事業の中心は、保健婦の指導を受けながら徹底した家庭訪問看護を行う愛育班の活動にある。が、それと連繫し並行して次の諸施設、諸事業が実施されねば所期の目的は達し難い、とされている。即ち、保育所、母性相談(健康相談を含む)、乳幼児相談(健康相談を含む)、母子栄養の指導(共同炊事その他)、衛生施設の拡充(愛育センターの設置)、講習会・講演会・講座・座談会・乳幼児審査会・展覧会等の開催、「母の会」の設立、などである。これらは指定後三年の間に実施されるものとされ、「愛育村事業三ヶ年実施事項」として、具体的に実施事項、実施方法、実施手順が示されている²⁶⁾。

本稿の主題である「母性の教化」については、その「愛育村事業三ヶ年実施事項」において、以下のものが定められていた。

★母性教化

イ. 母の講座 母性の向上を図ることは愛育村としての最大の目的である。現在育児に直面せる母親は勿論、将来母親たるべき未婚者に対してもこの講座を実施したい。

受講者 一般の母、婦人会員、処女会員、班員。
時間割及講習科目

繁忙期を除き毎月一回昼間若くは夜間二時間乃至三時間之を行ひ、四期に別ちて大体一ヶ年にて終了すること。

第一期	「結婚に就て」	二時間
	「結婚より妊娠迄の心得」	二時間
第二期	「妊娠中の心得」	三時間
	「分娩及産褥時の心得」	三時間
第三期	「小児の栄養と養護」	三時間
	「小児病とその手当」	三時間
第四期	「小児の躰」	三時間
	「その他」	適宜

講師 小学校職員、医師、産婆、保健婦、その他適当者。

ロ. 愛育座談会 「母の講座」の科外講座として一般村民をも加へ、「巡回愛育文庫」の貸出、又は同図書及び「愛育」等の輪読会等を開く。

指導者 小学校職員等。

ハ. 母の会設置 他の団体と提携し、愛育村事業主体の外郭団体としての発展を図ること。

二. 一般愛育思想涵養

1. 敬老会 新しき愛育事業への関心と理解を高め、特に迷信、陋習の是正に資するため、時々姑舅の地位にある人達の参集を求め、人望学識ある人、若くは宗教家等に依頼し懇談、慰労の機会を作ること。尚感心なる母親の表彰等も考慮すること。特に父親に関心を持たしめ、映画会、茶話会等により懇親を図ること。会合の内容に依り父親、母親別々に開くのもよい。²⁷⁾

ここでは、母親・女子青年はもとより、父親・姑・舅、更には一般村民を対象とした講座や会が、「母性の教化」として括られている。本来何よりも妊娠・出産・哺育の当事者である母親への啓蒙が最重要であるはずなのだが、当時の農家では嫁の立場は非常に弱く、農作業、家事全般はもとより、出産・育児のやり方についても自分の裁量で実行できることなど何一つない状況であった。栄養や休養が必要であることを母親に説いても、それは母親の一存で実行に移せることではない。講座や検診への出席をいくら母親に促しても、姑に遠慮して外出などできるものではない²⁸⁾。従って、「母性の教化」といっても、単に母親に出産や育児に関する知識、衛生や栄養に関する知識を与えるだけでは、決して農村の現実を変える力をもたない。「母性の教化」を徹底させるために、また「母性の養護」を実現するためにも、父親・姑・舅、或いは一般村民への啓蒙が、未婚の女子青年への教育と並んでまた重要だったのである。そしてそれを実行するためには、村長以下、村が一丸となった組織をつくる必要だったのであり、その際天皇の御沙汰書を受けて設立された恩賜財団という愛育会の性格が有効に働いたであろうことが推測される。

なお愛育班員に対する訓練は、愛育村発会式と同時に、(1)班員の任務の基礎教習と(2)妊産婦・乳幼児に関する医学的啓蒙についての講習会が、愛育会職員と日赤・済生会・医大・愛育会・県派遣の医師によって開かれる。その上で、保健婦と医師に指導を受けながら家庭訪問を行い、また「母の講座」に準じた講習を継続的に受けることになっていた²⁹⁾。

III. 愛育村における出産の変容

しかし愛育村指定当初、前述したような活動は、どの

村でも容易に住民に受け入れられるものではなかった。例えば、石川県金丸村(1936年指定)の婦人会役員が次のように記している。

先づ何より理解をして戴くことが先決問題と考へ機会ある毎に会の趣旨を御話する事に努めました。大抵の方はお上手にでも「よい会でござんすはね」と賛意を表して下さる方が多かつたので内心喜んでをりましたが、やがて会に対する非難が始まりました。それは御産に対するもので、なるべく暗い部屋で座つてする今までの風習から云つても止むを得ない事と思ひましたが、それが余りにも大袈裟で中には吹き出し度くなる位の噂さへ立ちました。最もこれは私の区の御産ではありませんでしたが、その噂が輪に輪をかけられてひろまり、私の区の妊婦の方の中でも「死んでも嫌だ」等と云つて居られるとの話など耳にいたし、こんな方には最も適当な役員の方に訪問して戴き色々御話して理解につとめました。³⁰⁾

山梨県源村(1937年指定)の愛育班班長の回想でも、事情はさほど変わらない。

今は愛育会の事業もよく理解してくれ、殆どそんな古い考への方もなくなりましたが妊娠しても人目につくやうになれば仕方ないが、人目に付かぬ中は人に知らせたり産婆さんやお医者さんに見せることは意気地無しと云はれて居りましたので私共受持の所へ参りましてもなかなか教へてくれず、殊に老人の居られる家などでは産婆さんに取り上げて貰はずとも昔より間違ひはなかつた。第一産婆さん等に来て貰ふと寝具や其他の物から心配してかゝらねばならぬとつまらぬ事を申しまして産婆さんへのお礼は入りませぬからと勧めましてもいつか知らぬ間にお産などしてしまつた家もありました。したがつて班員の訪問も始めの中は何かとうるさがられましたものでした。³¹⁾

愛育村事業の開始に当たって、村の上層部や愛育班員と、一般農家との間に意識の大きな隔りがあることがうかがえる。

妊娠・出産や育児に関する知識が不足しているだけでなく、そもそもそのような知識が必要だという自覚がないところで事業を興すわけであるから、当然まず教育が必要ということになる。愛育村の指定を受けた村々では、まず人集めに苦勞しながら部落常会や姑常会を開いて、村民の理解を求めた³²⁾。そして『愛育村の組織と事業』に

記されたような諸事業を実際に行い、徹底した愛育班活動によって村内の全妊産婦・全乳幼児が把握され、保健婦（産婆）による助産・指導が行き渡っていった³³⁾。そしてその結果、事業開始当初は「村で産婆を備うなんて村長の気が知れない」、「あんな若い娘に何ができるものか」、「体の秘密（妊娠・病気）を人に知られるのはいやだ」³⁴⁾という村民の声が根強かったにもかかわらず、村上層部の断固たる決意と保健婦の実績の積み重ねによって、「働き手に余分な仕事をさせられて」³⁵⁾と嫌がられた愛育班員の活動が「結構な花嫁修業」³⁶⁾と親にも喜ばれるようになり、「お産には産婆さん無くては」³⁷⁾と言われるようになり変化した。

そしてこのような変化は、指定されたほとんどの愛育村で起こったと考えられる。1946（昭和21）年に愛育会が「既設愛育村事業調査」を実施したが、そこには「愛育思想発達状況調査一、愛育村事業ノ村内、部落内ニ於ケル育児上、妊産婦保護上ノ各種迷信及陋習等打破ニ及ボセル効果」という項目があり、次のような回答が並んでいる³⁸⁾。

山形県大郷村 1939（昭和14年）指定

①離乳<指定前>離乳期ハ不定ニシテ甚ダシキハ入学時期ニ到ルモ離乳セズ
離乳食餌等モ普通人ニ変ラズ量等手加減セズ御飯ヲ母親ガ嚙ミ其レヲ食ベサセル等一般婦人ハ乳児ノ離乳等ニハ殆ンド無関心デアツタ

<指定後>保健婦・班員ノ乳児家庭訪問ニヨリ離乳期モ八ヶ月頃ヨリソロソロ重湯粥等ヲ与ヘル様ニナリ離乳ヲ早クスト母体ノ労力ノ節約ヲ自覚シ進デ離乳ヲスル様ニナツタ

②食事<指定前>産後一週間ハ焼塩ト粥食ヲ一日少ナクモ四回位摂取シ油氣ハ二十一日以後又野菜ニシテモ血ガサワグトカ頭ニ上ルトカ云ツテヤタラナ物ハ食ベサセナイ

<指定後>昔ノ食餌習慣モ衛生智識ノ発達ト共ニ改善セラレ産後ノ食餌モ普通病人食ト同様ニ考ヘラレル様ニナツタ

③休養<指定前>出産予定日ガ近ズクト重労働ヲコノンデスル、オ産ガ軽ク済ム様トノコト、産後ハ却テ色々ノ迷信ニヨリ二十一日位迄戸外ニハ出ナカツタ

<指定後>出産前ノ労働ハ昔ノソレ程デハナク産

後ノ休養ハムシロ昔ヨリ日立チガ早クナツテイル（産後十五日位）

④産室<指定前>昔ハ産室ハ人目ノ附カナイ納戸デ行ナハレタ ソシテ産ボロト云ツテボロヲ用ヒ分娩モ正座シタマヽデ藁ノ上ニサレタ時代モアツタ

<指定後>産室ノ多クハ明ルイ室ニナリツヽアルモ未ダ納戸デ行ナハレテイル人モ少ナクナイ

産ボロハ一才用ヒラズ脱脂綿ヲ使用シテイル

⑤介助<指定前>取上婆サント云フ名称ナルモ介助ヲ受ケテイル

<指定後>助産婦介助有リ

広島県船木村 1939（昭和14）年指定

①離乳<指定前>離乳ノ時期ハ概ネ二才〜三才、甚ダシキハ四才以後ニ及ブ
授乳時間及ビ回数モ一定セズ泣ケバオ乳ヲ与ヘル

<指定後>離乳期ハ大体一年前後ニ改マリ 正シイ離乳方法ヲ会得シツツアリ

②食事<指定前>産婦ノ食餌ハ迷信的ヤ古イ習慣ヲ墨守スルモノ多ク偏食ノ害ヲ被ル場合往々アリ

<指定後>栄養知識ノ普及ニ伴ヒ産婦ハ消化ノヨイ食餌ナラバ何ンデモ摂取スル様ニナリ、之ガ母乳ノ出否ニ大イニ関係アルコトヲ認識シタ

③休養<指定前>休養期間ガ一定セズ早カラ無理ヲスル人等ガアリ種々ノ疾病ヲ屢々併発シタ

<指定後>愛育班員ガ巡回訪問ヲサレテ充分ナ休養ヲ促シテイル（四十日間ヲ規定日トス）

④産室<指定前>産室ハ殊更ニ暗イ部屋ヲ選ンデキタ

<指定後>明ルイ室ヲ充当スル様ニナツタ

⑤介助<指定前>取上婆ト称シ助産婦ノ資格ナイ者ニ依頼スル向ガ多カツタ

<指定後>全ク助産婦ノ介補ヲ受ケル様ニナツタ

この報告書は48町村分しか残っておらず、しかもこの項目についての記載があるのは41件だけであるが、少数の例外を除いてほとんどの愛育村が、指定後に完全に改善された、若しくは不徹底ながらも改善された、と答えている。勿論終戦間もない1946年の時点で、本当に産婦

の休養がしっかりとられたのだろうかという疑問もないわけではないが、この報告書では他の項目でも率直に実情を記していて、成果を誇張しているという印象は受けない。ともかく、全国の愛育村で、前述したような事業が行われ、出産のありようが変わっていったことは、確かなことのように思われる。

おわりに

さて、最後に、愛育村における出産の変容の特徴についてまとめておきたい。

愛育村に指定された村では、村長、学校長・教職員、婦人会幹部などの村上層部の人々が指定を喜び熱意をもって事業に取り掛かったが、一般の村民は事業の意義も必要性も理解しようせず、両者の隔たりは大きかった。そのような状態では強制的な方法で事業を遂行するしかなく、母親、女子青年のみならず、村民全体への教化活動を行いながら、愛育班を組織して全家庭の出産・子育てを指導・管理した。

特に出産に際しては、産婆（保健婦）による介助、座産ではなく仰臥産、嚴重な消毒などについて村を挙げて徹底した。この仰臥産・消毒の点については、当時の産婆であれば当然実行していたことであるが、愛育村における出産の変容は、前章の報告書に見られるように、食事内容、産前産後の休養、哺乳・離乳の方法の変革と一体になった変容であった。これらのことについても、産婆たちは当然改善の必要を承知していたはずであるが、農村においてはその改善の困難なこともまた承知していたはずである。愛育村における出産の変容は、だから保健婦の存在なしには語れない。そして保健婦が出産・子育てをトータルに改革することができたのは、愛育村という後ろ盾、及びそれをまた支える愛育会の存在があったからということ、言うまでもない。分娩体位の問題については、従来の出産史では、新産婆がそれ以前の座産を仰臥産に変えた点が強調されている。しかし昭和戦前期の開業産婆たちは、助産学通りに一律に分娩姿勢を変えさせたわけではなく、従来の産み方を尊重していた例も少なくない³⁹⁾。産婆は出産の専門家ではあっても、一方的に指導をする立場にはない。それに対して愛育村の場合は出産に産婆（保健婦）だけでなく愛育班員も付き添って、「正しい」出産のあり方を指導したのである。これが愛育村における出産の重要な特徴である。

つまり、従来の産婆を中心とした出産史研究では見落とされていたことなのだが、昭和戦前期の愛育村における出産の変容には、家庭教育振興政策を背景とする「母

性の教化」、及び保健婦と地域組織の存在が、重要な役回りを演じていたのである。

なお、本稿は、従来の出産史研究に対して、「母性の教化」を掲げた教育活動によって出産のありようが変わっていったという事実を提示することを主眼としていたため、「母性の教化」の思想的考察に踏み込むことができなかった。明治以降の女子教育や家庭教育、及び特に昭和戦前期に高まった母性をめぐる政策や言論の展開の中に、愛育会及び愛育村事業をどのように位置付けることができるか、という問題については、今後の課題としたい。

(指導教官 土方苑子教授)

註

- 1) 吉村典子『お産と出会う』勁草書房、1985年、84・271-272頁。
- 2) 藤田真一『お産革命』朝日新聞社、1979年。西川麦子「石川県鳳至郡門前町における出産の近代化」『年報人間科学』第9号、大阪大学人間科学部、1988年。落合恵美子「ある産婆の日本近代—ライフヒストリーから社会史へ—」荻野美穂ほか著『制度としての〈女〉』平凡社、1990年、など。
- 3) 宮坂靖子『「お産」の社会史』『叢書〈産む・育てる・教える〉1 <教育>—誕生と終焉』藤原書店、1990年、86・102頁。
- 4) 愛育会の資料の中では、「母性の教化」「母性教化」の他に、「母性教育」「母親教育」などの言葉が使われている。本稿では、御沙汰書に根拠をもつ言葉として、「母性の教化」で用語を統一する。なお、ここでいう「母性」は、ある特定の性質・機能を指したのではなく、昭和戦前期における一般的用法として、母、及び母となる可能性をもつ女性を指す語として用いられている。
- 5) 産婆の養成と登録が実効ある制度として確立されたのは明治後期のことであるが、ただし、開業産婆が全国の農山漁村にまで普及したのは、昭和以降、それも国策を背景として母子衛生制度が整備された日中戦争以降のことである(藤田、前掲書、86・129頁)。一方で、戦後妊娠・出産の「安全管理」を眼目として、出産場所が自宅から施設へ急速に移行した現象は、「戦争期に向けて尻上がりに強められてきた地域に対する国家の支配の制度化により直接・間接に準備されたものだった」ことも指摘されている(落合、前掲論文、321頁)。
- 6) 吉田久一『現代社会事業史研究』勁草書房、1979年、322頁。
- 7) 恩賜財団母子愛育会五十年史編纂委員会編『母子愛育会五十年史』社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、1988年、89・212頁。
- 8) 戦前の愛育会の概要については、以下、同上書による。
- 9) 創立時の役員一覧は、同上書、537-538頁。総裁は久邇宮大妃(皇后の生母)、会長は元内閣総理大臣の清浦奎吾、理事長は元宮内次官の関屋貞三郎であった。
- 10) 毛利子来『現代日本小児保健史』ドメス出版、1972年。大国美智子『保健婦の歴史』医学書院、1973年。吉田久一、前掲書、など。
- 11) 愛育会に関する唯一の通史である前掲『母子愛育会五十年史』も、「編集後記」にあるように、「母子保健、児童福祉に関する業績を具体的にえがき出」したものとなっていて、「母性の教化」事業については触れられてはいるものの、文部省の家庭教育政策との関わりは全く視野がなく、十分な分析がなされていない。戦前の愛育村事業を取り上げた、野村みつる「高部屋愛育村の活動」(伊勢原市史編集委員会編『伊勢原の民俗—高部屋地区—』伊勢原

- 市, 1991年), 米田頼司「専門職の社会学: 保健婦の場合(3)―その1―」(『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』第45集, 1995年), においても, 「母性の教化」面は特に重視されていない。
- 12) 倉橋惣三「家庭の保護と充実―愛育問題の基底―」『愛育』第1巻第1号, 1935年, 4頁。なお, 以下, 資料引用及び資料名表記に際しては, 旧字体を新字体に, 読点をコンマに改めて表記した。
- 13) 稲田龍吉「乳児死亡の過多とその対策」『愛育』第1巻第1号, 1935年, 7頁。
- 14) 山村淑子「戦時体制移行期における母親像の変容―文部省主催『母の講座』の展開過程を通して』東京歴史科学研究会・婦人運動史部会編『女と戦争』昭和出版, 1991年, 214-240頁。
- 15) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 第8巻 社会教育2』(勉教育研究振興会, 1974年, 127-132頁)。
- 16) 『母親学校開設の指針』(謄写印刷), 恩賜財団大日本母子愛育会, 1944年, 4頁 <母子愛育会所蔵>。なお, 文部省家庭教育振興政策に関する先行研究において愛育会はほとんど取り上げられていない。小林輝行が, 文部省『家庭教育参考文献目録』(1943年)の編纂が愛育研究所に委嘱されたことに触れているのみである(小林「昭和十年代の家庭教育政策(II)」『信州大学教育学部紀要』第57号, 1986年, 38頁)。
- 17) 『愛育村の組織と事業』(昭和十五年版), 恩賜財団愛育会, 1940年, 1頁 <母子愛育会所蔵>。この冊子は, 前年発行の謄写版『愛育村ノ組織ト事業』を一部改訂し, 活字印刷したもので, 広く全国に頒布された。
- 18) 前掲『愛育村の組織と事業』, 1・3頁。なお, 杉本良夫(手稿)「愛育村地域組織の歩み」(1974年) <母子愛育会所蔵>, によれば愛育村は, 母子愛育事業の「組織的活動, その運営等について, 実験的なモデルとして, 一定の地域を指定し, 普及の指針ともしようとするもの」であった。従って, 「指導機関等の連絡が取り易いこと」, 「自力向上が出来る程度の民度であること」などが重視された。
- 19) 前掲『愛育村の組織と事業』, 3頁。
- 20) 同上, 4頁。
- 21) 本稿では戦後の変遷について触れることはできないが, 愛育村事業は愛育班活動として今日まで続いており, その根本理念は変わっていない。
- 22) 前掲『愛育村の組織と事業』, 11-12頁。
- 23) 同上, 6頁。
- 24) 「恩賜財団愛育会指定愛育村一覧表(昭和十五年五月一日現在)」 <母子愛育会所蔵>。
- 25) 前掲『愛育村の組織と事業』, 19頁。
- 26) 同上, 48-53頁。
- 27) 同上, 51-52頁。「ニ.一般愛育思想涵養」は「1.敬老会」のみで, 第2項はない。
- 28) 丸岡秀子『日本農村婦人問題』ドメス出版, 1980年(初版: 高陽書院, 1937年), を参照。
- 29) 前掲『愛育村の組織と事業』, 49-50頁。
- 30) 井上登紀「感想」『恩賜財団愛育会指定村金丸村の愛育事業』石川県社会事業協会, 1938年, 133頁 <母子愛育会所蔵>。
- 31) 矢崎君代・飯野よね「愛育会のことども」『源村愛育事業に就て』山梨県社会課, 1941年, 60頁 <母子愛育会所蔵>。
- 32) 山梨県源村では小学生の小学芸会を織り込んだり(矢崎・飯野, 前掲「愛育会のことども」, 62頁), 養蚕の講習会の前後の時間を利用したり(八原昌元「光みてる村―山梨県中巨摩郡源村の保健運動―」『農村文化』第28巻第7号, 1949年, 39頁), また神奈川県高部屋村では念仏講の日に合わせて開いたり, 小学校教員が手製の紙芝居を持参したり(伊勢原市総務部市史編さん室編『座談会 高部屋愛育村活動について』伊勢原市, 1991年, 12頁)など, 各村とも人集めのために工夫を凝らしている。
- 33) 石川県金丸村については前掲『恩賜財団愛育会指定村金丸村の愛育事業』, 山梨県源村については前掲『源村愛育事業に就て』に
- よって, 相当の苦労を舐めながらも愛育村事業の趣旨が次第に浸透して, 出産の仕方などが変わっていった経緯が理解される。また神奈川県高部屋村については, 1990年に関係者を集めた座談会の記録, 前掲『座談会 高部屋愛育村活動について』がある他, 野村による詳細な研究もある(前掲・註11)。この3ヵ村は何れも無産婆村で, 保健婦が助産も一手に引き受けていた上に, 学校看護婦も兼ねていた。従ってここでは「保健婦(産婆)による助産・指導」と表記したが, 産婆だけで保健婦のいない愛育村での産婆の任務, また両方がいる場合の役割分担・連携がどうであったかについては, 更に調査していきたい。
- 34) 野村, 前掲論文, 24頁。
- 35) 『『保健文化賞』の村―神奈川県高部屋村現地報告・上―』1954年9月13日付「朝日新聞」夕刊, 2面。
- 36) 野村, 前掲論文, 24頁。
- 37) 矢崎・飯野, 前掲「愛育会のことども」, 63頁。
- 38) <既設愛育村事業調査ニ関スル件>(1946年) <母子愛育会所蔵>所収。愛育会からの質問事項は, ①「離乳ノ時期, 量, 及種類ノ変化」, ②「産前産後ノ食餌推移状況」, ③「産前産後休養状況」, ④「産室ノ状態」, ⑤「助産介補ノ有無」, ⑥「其ノ他」であった。報告書を作成したのは, 保健婦または事務担当者と推測される。
- 39) 杉山次子・堀江優子『自然なお産を求めて』勁草書房, 1996年, 81-84頁。

附記: 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所 図書室所蔵資料(引用註では<母子愛育会所蔵>と表記)の閲覧に際しては, 同図書室司書大石弥栄氏に便宜を図って頂いた。記して感謝の意を表したい。